

（１）難病・小慢 DB システム

難病・小慢 DB システムでは、特定医療費（指定難病）医療費助成の申請に必要な臨床調査個人票（以下、「臨個票」という。）及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請に必要な医療意見書をオンラインで登録することができます。

難病・小慢 DB システムの概要については、下記（図１）のとおりです。

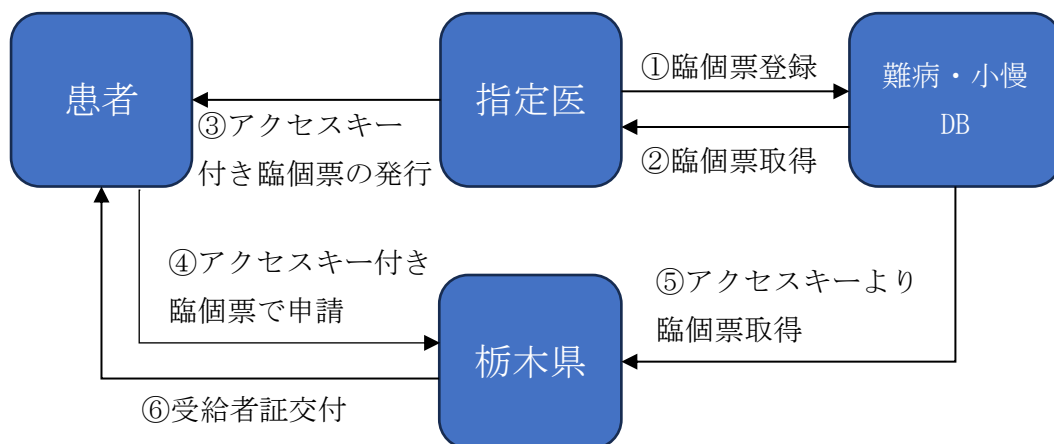


図１（難病・小慢 DB システムの概要）

- ① 指定医が臨個票を作成し、難病・小慢 DB に登録する。
- ② 指定医が臨個票を難病・小慢 DB から取得する。
- ③ 指定医がアクセスキー付き（のみ）臨個票を発行し、患者に渡す。
- ④ 患者がアクセスキー付き（のみ）臨個票を申請する。
- ⑤ アクセスキーを用いて臨個票をオンライン上で取得する。
- ⑥ 受給者証を交付（不承認の者には不承認通知を送付）する。

また、難病・小慢 DB システムでは、下記の機能を使用することができます。

- ・ 前回登録した情報を呼び出し、変更があった項目のみ修正して登録できる。

→ 前回登録した情報から変更があったところのみ入力すれば足りることになり、指定医が一から作成する必要がなくなる。

- ・ 指定医の兼務先医療機関を登録する。

→ 指定医が兼務先医療機関を登録することで、兼務先医療機関の患者の臨個票を閲覧・修正ができる。

- ・ 臨個票を連携する。

→ 患者の同意を元に、転院時等に患者から受領したアクセスキーを入力することで、他の医療機関で作成した臨個票を閲覧できる。

- ・ 臨個票の不備をチェックする。

→ 臨個票登録時に入力漏れ・矛盾がないか等が自動でチェックされます。

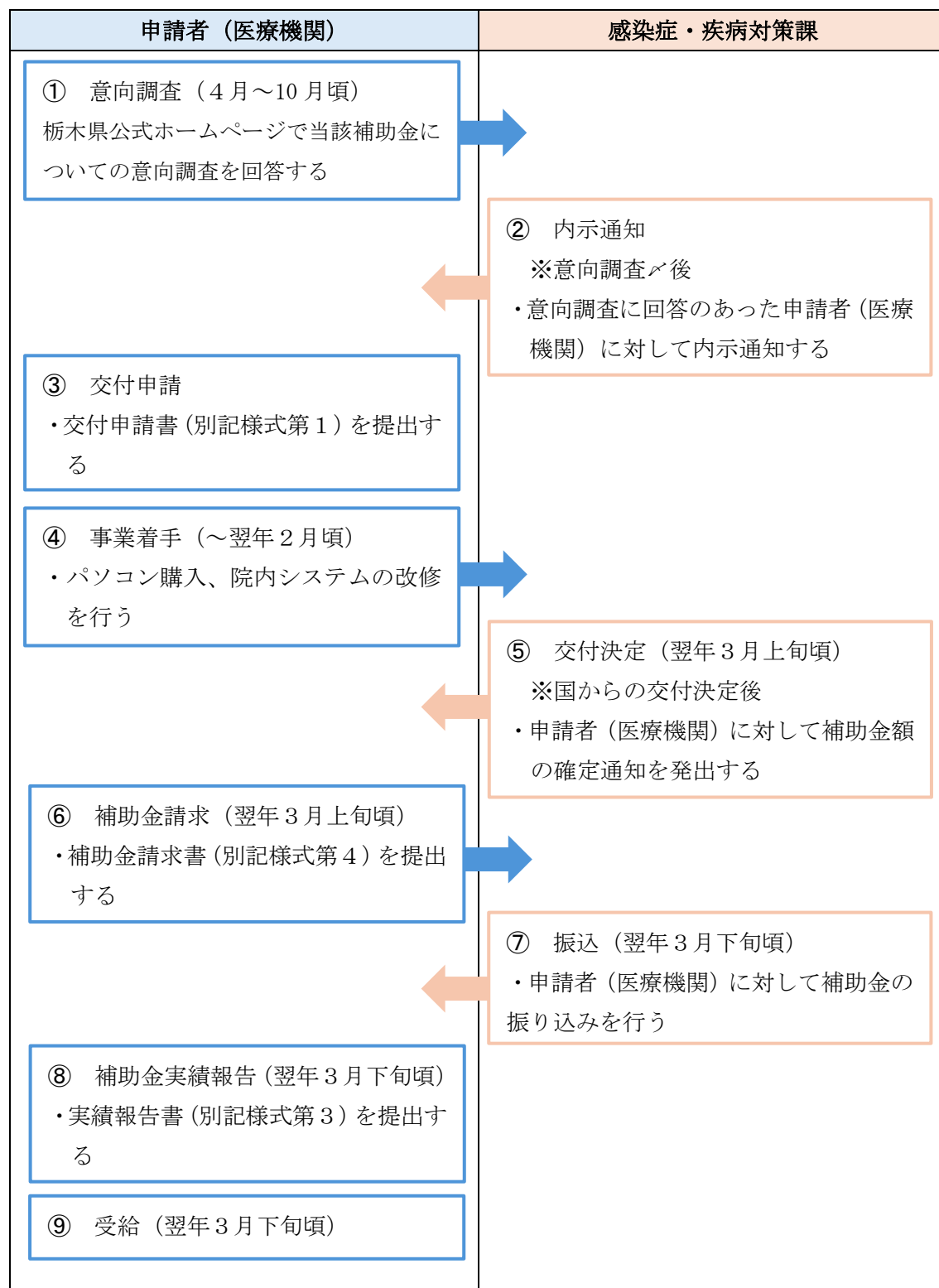
（２）本補助金の目的

本事業では、難病・小慢 DB システムを利用するために必要なパソコン等の購入費用や院内システムの改修費用などを補助します。

(3) 補助金交付申請から受給までの流れ

補助金の交付申請から受給までの流れについては下記のとおりになります。

内容の詳細につきましては、「栃木県臨床調査個人票等電子化補助金交付要領」を御確認ください。



(4) 本事業の申請にあたり

本事業の交付申請を行うにあたり、「栃木県臨床調査個人票等電子化補助金交付要領」を御確認ください。